

# 1 令和2年国家公務員給与改定に伴う対応について

# 令和2年国家公務員給与改定に伴う公定価格のPersonnel Cost改定について

## 1. 令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容

- 本年10月に人事院が、国家公務員のボーナス（期末手当・勤勉手当）を引き下げることを内容とする勧告等を行っており、現在、その内容を反映した給与法の改正案が国会に提出されている。

令和2年人事院勧告等の内容

- ・月例給：据え置き
- ・ボーナス： 0.05月引下げ（4.50月 → 4.45月）

< ボーナス（期末手当・勤勉手当）の支給月数 >

	令和2年度		令和3年度
	改定前	改定後	
6月期	2.25月	2.25月（±0.00月）	2.225月（-0.025月）
12月期	2.25月	2.20月（-0.05月）	2.225月（+0.025月）
合計	4.5月	4.45月（-0.05月）	4.45月（±0.00月）

## 2. 国家公務員の給与改定に対する運営費支援のこれまでの対応

- 公定価格は、子ども・子育て支援新制度以前の保育所運営費の考え方を引き継ぎ、人件費・事業費・管理費ごとに対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」により算定しており、昨年度に議論を行った「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し」においても「積み上げ方式」を維持すべきとされた。
- このうち、人件費については国家公務員の給与に準じて算定を行っており、これまで人事院勧告を踏まえて国家公務員の給与の改定が行われる場合には、その増減に関わらず、改定内容を反映して公定価格の改定を行っている。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抜粋）

### 3. 公定価格全般に関する事項

- (1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方  
公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持すべきである。

< 近年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与と保育所の運営費単価の改定状況 >

	国家公務員の給与改定の主な内容	保育所運営費 〔算定されている 常勤保育士の年額人件費〕
平成20年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	352万円 352万円 ( - )
平成21年度	・月例給 : 0.2% ・ボーナス : 0.35月 ( 4.5月 4.15月 )	352万円 345万円 ( 2.1% )
平成22年度	・月例給 : 55歳超 1.5%、40歳台以上 0.1% ・ボーナス : 0.2月 ( 4.15月 3.95月 )	345万円 341万円 ( 1.2% ) 給与法の改正後に補正予算が編成されな かったため平成23年度単価から反映
平成23年度	・月例給 : 50歳台 0.5%、40歳台後半 0.4% ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - ) 国家公務員給与改定による影響無
平成24年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - )
平成25年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - )
平成26年度	・月例給 : +0.3% ・ボーナス : +0.15月 ( 3.95月 4.1月 )	341万円 348万円 ( +2.0% )
平成27年度	・月例給 : +0.4% ・ボーナス : +0.1月 ( 4.1月 4.2月 )	348万円 354万円 ( +1.9% )
平成28年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.1月 ( 4.2月 4.3月 )	354万円 359万円 ( +1.3% )
平成29年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.10月 ( 4.3月 4.4月 )	359万円 363万円 ( +1.1% )
平成30年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.05月 ( 4.4月 4.45月 )	363万円 366万円 ( +0.8% )
令和元年度	・月例給 : +0.1% ・ボーナス : +0.05月 ( 4.45月 4.5月 )	366万円 370万円 ( +1.0% )

「保育所運営費」欄の常勤保育士の年額人件費は「その他地域」の金額。

### 3 . 公定価格における対応

- 公定価格について「積み上げ方式」により算定していることを踏まえ、国家公務員給与の改定内容を反映し、公定価格を減額改定することとする。(予算上の常勤の保育士・幼稚園教諭の年額人件費：395万円 394万円( 0.3%))
- 公定価格では、期末手当・勤勉手当について各月の公定価格に年額の1/12相当額を計上しているが、減額に当たっては、国家公務員の給与と同様に4月に遡らず、改正告示の公布日の翌月分の公定価格から適用することとする。
- 具体的には、
  - ・令和2年度については、改定後の月の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額し、
  - ・令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額することとする。

【例】令和3年2月分の公定価格から減額を適用する場合

令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ6か月分を減額。